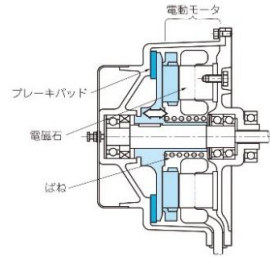
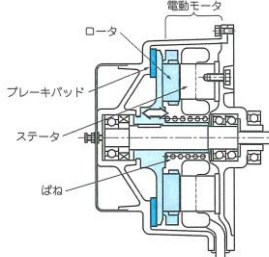


# 特別教育テキスト「クレーン運転の特別教育テキスト」新旧対照表

(第13版3刷⇒第14版1刷)

項目	テキスト ページ	項番	図表	旧(第13版3刷)	新(第14版1刷)																												
表紙				表紙・背表紙・裏表紙 13H-3Z	表紙・背表紙・裏表紙 14H-1Z																												
奥付				2024年3月5日 第13版3刷発行	2025年2月5日 第14版1刷発行																												
まえがき				公益社団ボイラ・クレーン安全協会 会長 前田 豊	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会																												
第1章 クレーンに関する知識	15	1.3.1	表1-3	<p>表1-3 変更検査の対象となる構造部分(クレーン則別表から)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>クレーンの種類</th> <th>構造部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井クレーン</td> <td>クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた</td> </tr> <tr> <td>ジブクレーン</td> <td>ジブ、ポスト、塔、脚、架構</td> </tr> <tr> <td>橋形クレーン</td> <td>クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ</td> </tr> <tr> <td>アンローダ</td> <td>クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ</td> </tr> <tr> <td>ケーブルクレーン</td> <td>メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え</td> </tr> <tr> <td>テルハ</td> <td>走行はり</td> </tr> </tbody> </table>	クレーンの種類	構造部分	天井クレーン	クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた	ジブクレーン	ジブ、ポスト、塔、脚、架構	橋形クレーン	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ	アンローダ	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ	ケーブルクレーン	メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え	テルハ	走行はり	<p>表1-3 変更検査の対象となる構造部分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>クレーンの種類</th> <th>構造部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天井クレーン</td> <td>クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた</td> </tr> <tr> <td>ジブクレーン</td> <td>ジブ、ポスト、塔、脚、架構</td> </tr> <tr> <td>橋形クレーン</td> <td>クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ</td> </tr> <tr> <td>アンローダ</td> <td>クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ</td> </tr> <tr> <td>ケーブルクレーン</td> <td>メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え</td> </tr> <tr> <td>テルハ</td> <td>走行はり ※横行レール</td> </tr> </tbody> </table>	クレーンの種類	構造部分	天井クレーン	クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた	ジブクレーン	ジブ、ポスト、塔、脚、架構	橋形クレーン	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ	アンローダ	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ	ケーブルクレーン	メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え	テルハ	走行はり ※横行レール
	クレーンの種類	構造部分																															
	天井クレーン	クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた																															
ジブクレーン	ジブ、ポスト、塔、脚、架構																																
橋形クレーン	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ																																
アンローダ	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ																																
ケーブルクレーン	メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え																																
テルハ	走行はり																																
クレーンの種類	構造部分																																
天井クレーン	クレーンガーダ、ジブ、すべり出しけた																																
ジブクレーン	ジブ、ポスト、塔、脚、架構																																
橋形クレーン	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ																																
アンローダ	クレーンガーダ、カンチレバー、脚、ジブ																																
ケーブルクレーン	メインロープ、レールロープ、塔、支柱、控え																																
テルハ	走行はり ※横行レール																																
	28	1.5.1(2)		(2) 軸方向空隙形電動機ブレーキ ブレーキ専用の電磁石を持たず、電動機の一部が軸方向に移動します。電源を入れると、磁束のためロータがステータ側に引き寄せられ、スプリングで密着していたディスクとブレーキパッドをゆるめる方式のブレーキです。したがって、電動機が止まればスプリング力でブレーキが掛かります。初期のものはコンプレキとなっていました。現在はディスクブレーキが多く使われています。	(2) 軸方向空隙形電動機ブレーキ モータに電気が流れると、電磁力によりロータ(回転子)がステータ(固定子)に引き寄せられることにより、ブレーキパッドからディスクが離れロータが回転します。一方、モータへの電気が止まるとばねの力でディスクがブレーキパッドに押しつけられて回転が停止します。																												
	28	1.5.1(2)	図1-27	 <p>図1-27 軸方向空隙形電動機ブレーキ</p>	 <p>図1-30 軸方向空隙形電動機ブレーキ</p>																												
第2章 クレーンの取扱い	37	2.3.2(2)		(2) 水平移動 ① 人の上を、つり荷を通過させない。	(2) 水平移動 ① 人の上 <del>に</del> 、つり荷を通過させない。																												
	39	2.3.2(2)		(2) 水平移動 ⑨ つり荷の、荷振れを少なくする運転に心掛ける。	(2) 水平移動 ⑨ つり荷の荷振れを、少なくする運転に心掛ける。																												

項目	テキスト ページ	項番	図表	旧(第13版3刷)	新(第14版1刷)
第6章 関係法令	99			労働安全衛生法施行令(抄) 改正 令和5年9月6日政令第276号	労働安全衛生法施行令(抄) 改正 令和6年11月18日政令第342号
	100			事業者の責務 事業者が講ずべき措置	事業者等の責務 事業者の講ずべき措置等
	102			機械貸与者が講ずべき措置	機械等貸与者等の講ずべき措置等
	103			製造時検査	製造時等検査等
	104			検査証の交付 使用の制限 検査証の有効期間 譲渡等の制限	検査証の交付等 使用等の制限 検査証の有効期間等 譲渡等の制限等
	107			[安全衛生法施行令] (政令で定める事業場の業種及び規模/計画の届出を すべき業種等)...	削除
	108			労働安全衛生規則(抄) 改正 令和5年12月18日厚生労働省令第157号	労働安全衛生規則(抄) 改正 令和6年6月3日厚生労働省令第95号
	108			参考2: 令第13条第3項各号の機械 十四 つり上げ荷重が0.5ト以上3ト未満のクレーン 十五 つり上げ荷重が0.5ト以上3ト未満の移動式ク レーン 十六 つり上げ荷重が0.5ト以上2ト未満のデリック 二十八 安全帯	参考2: 令第13条第3項各号の機械 十四 つり上げ荷重が0.5ト以上3ト未満のクレーン 十五 つり上げ荷重が0.5ト以上3ト未満の移動式ク レーン 十六 つり上げ荷重が0.5ト以上2ト未満のデリック 二十八 墜落制止用器具
	109			特別教育を必要とする業務 第36条 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険 又は有害な業務は、次のとおりとする。 六 制限荷重5ト未満の揚貨装置の運転業務 十五 次に掲げるクレーンの運転の業務 イ つり上げ荷重が5ト未満のクレーン ロ つり上げ荷重が5ト以上の跨線テルハ 十六 つり上げ荷重が1ト未満の移動式クレーンの運 転の業務	特別教育を必要とする業務 第36条 法第59条第3項の厚生労働省令で定める危険 又は有害な業務は、次のとおりとする。 六 制限荷重5ト未満の揚貨装置の運転業務 十五 次に掲げるクレーンの運転の業務 イ つり上げ荷重が5ト未満のクレーン ロ つり上げ荷重が5ト以上の跨線テルハ 十六 つり上げ荷重が1ト未満の移動式クレーンの運 転(道路上を走行させる運転を除く。)の業務
	111			事故報告 第96条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第22 号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなけ ればならない。 四 クレーン(クレーン等安全規則第2条第一号掲げ るクレーン(※※頁)を除く。)の次の事故が発生した とき	事故報告 第96条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第22 号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなけ ればならない。 四 クレーン(クレーン等安全規則第2条第一号掲げ るクレーン(112頁)を除く。)の次の事故が発生した とき
	112			クレーン等安全規則(抄) 改正 令和2年12月25日厚生労働省令第208号	クレーン等安全規則(抄) 改正 令和6年4月30日厚生労働省令第80号
119			参考:玉掛けの資格 ② 玉掛け技能講習規程 学科12時間、実技7時間の玉掛け技能講習を受講す るとクレーン則第221条により、施行令第20条第十六号 に定められた、つり上げ荷重1ト以上のクレーン、移 動式クレーン等の玉掛けの業務に就くことができま す。	参考:玉掛けの資格 ② 玉掛け技能講習規程 学科12時間、実技7時間の玉掛け技能講習を修了す るとクレーン則第221条により、施行令第20条第十六号 に定められた、つり上げ荷重1ト以上のクレーン、移 動式クレーン等の玉掛けの業務に就くことができま す。	

項目	テキスト ページ	項番	図表	旧(第13版3刷)	新(第14版1刷)
	120			<p>搭乗の制限</p> <p>第26条 事業者は、クレーンで労働者を運搬し、又は労働者をつり上げて作業させてはならない。</p> <p>第27条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用のとう乗設備を設けて当該とう乗設備に労働者を乗せることができる。</p> <p>2 事業者は、前項のとう乗設備については、墜落による労働者の危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 とう乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。</p> <p>二 (略)</p> <p>三 とう乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。</p>	<p>搭乗の制限</p> <p>第26条 事業者は、クレーンを使用する作業場において作業に従事する者を、クレーンにより運搬し、又はつり上げて作業させてはならない。</p> <p>第27条 事業者は、前条の規定にかかわらず、作業の性質上やむを得ない場合又は安全な作業の遂行上必要な場合は、クレーンのつり具に専用の搭乗設備を設けて当該搭乗設備に労働者(作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、労働者及び当該請負人)を乗せることができる。</p> <p>2 事業者は、前項の搭乗設備については、墜落による危険を防止するため次の事項を行わなければならない。</p> <p>一 搭乗設備の転位及び脱落を防止する措置を講ずること。</p> <p>二 (略) 変更なし</p> <p>三 作業の一部を請負人に請け負わせる場合は、当該請負人に対し、要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知させること。</p> <p>四 搭乗設備を下降させるときは、動力下降の方法によること。</p>
	120			<p>(立入禁止)</p> <p>第28条 事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、ワイヤロープがはね、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによる労働者の危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、危険を生ずるおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。</p>	<p>(立入禁止)</p> <p>第28条 事業者は、ケーブルクレーンを用いて作業を行うときは、巻上げ用ワイヤロープ若しくは横行用ワイヤロープが通っているシーブ又はその取付け部の破損により、当該ワイヤロープが跳ね、又は当該シーブ若しくはその取付具が飛来することによる危険を防止するため、当該ワイヤロープの内角側で、当該危険を生ずるおそれのある箇所に当該作業場において作業に従事する者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</p>
	121			<p>第29条 事業者は、クレーンに係る作業を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、つり上げられている荷(第六号の場合であっては、つり具を含む。)の下に労働者を立ち入らせてはならない。</p>	<p>第29条 事業者は、クレーンに係る作業を行う場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、当該作業場において作業に従事する者がつり上げられている荷(第六号の場合であっては、つり具を含む。)の下に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止しなければならない。</p>
	122			<p>解釈例規/H4.8.24 基発第480号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるとき」とは、…荷重が掛かるおそれのあるとき等をいうものである。</p>	<p>解釈例規/H4.8.24 基発第480号</p> <p>1 (略)</p> <p>2 「クレーンに係る作業の実施について危険が予想されるとき」とは、…荷重が掛かるおそれのあるとき等をいうこと。</p>
	124			(無題)	補修
					※P120～121の規則については、令和7年4月1日施行となります。